

# 国民健康保険 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 国民健康保険料の改定

国民健康保険料率が右表のとおり改定されました。  
**問合せ** 国保年金課国保資格係 ☎内線 2 3 7 4

区分	国民健康保険率		
	医療分	支援金分	介護分
所得割料率	7.16%	2.28%	1.91%
均等割額	4万2100円	1万3200円	1万6600円
限度額	65万円	20万円	17万円

## 後期高齢者医療制度 令和4年度保険料

令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

<b>令和4年度 保険料の計算方法</b>	<b>均等割額</b> 被保険者1人当たり <b>4万6400円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 <b>9.49%</b>	=	<b>保険料額 (年額)</b> 100円未満切捨て (限度額 <b>66万円</b> )
---------------------------	--	---	---	---	---

保険料は、定額を負担する**均等割額**と前年の所得に応じて負担する**所得割額**の合計額です。  
 ※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額2400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

### ●均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、**表1**の軽減が適用されます。

**表1**

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します  
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります  
 ※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います  
 ※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します

### ●所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を**表2**のとおり軽減しています。

**表2**

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

### ●被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

**問合せ** ▶ 制度全般に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519  
 ※IP電話の方は☎03(3222)4496へ。(土)・(日)・祝等を除く、午前9時～午後5時  
 ▶ そのほかの相談等…国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線 2 3 9 1

## 脳ドックの受診費用を助成

**対象** 受診時に40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で保険料の未納がない方  
 ※2か年度連続して助成を受けることはできません

**助成額** 受診費用の2分の1 **限度額** 2万円

※医療機関の指定はありません。医療機関・受診日・受診費用の決定後、申請してください

**脳ドック受診キャンペーン**

脳ドック受診後、アンケート等の書類を提出した方へ、500円分の区内共通お買い物券を差し上げます。  
 ※アンケート等の書類は、助成が決定した方に送付します

**対象期間** 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

**定員** 100人(申込順)

**問合せ** 国保年金課管理係 ☎内線 2 3 7 2

## 区役所の組織を一部変更します

### 管理部デジタル推進課

自治体DX推進計画に基づく情報システムの標準化や行政手続のオンライン化等に対応するため、情報システム課をデジタル推進課に変更し、体制強化を図ります。

**問合せ**  
 総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 1

## 第25回 あらかわ俳壇 作品募集

<b>題</b>	朝寝・牡丹・薫風・当季雑詠	区役所3階文化交流推進課、あらかわエコセンター等の各投句箱、はがき・ファクス・荒川区ホームページで、住所・氏名・年齢(小中学生の部は学校名・学年も)・電話番号・俳号(ある方のみ)・作品(ふりがな)を記入 ※未発表の作品に限ります ※投句数の上限はありません ※応募原稿は返却せず、著作権は荒川区に帰属します
<b>対象</b>	▶ <b>一般の部</b> …15歳以上の方(中学生は不可) ▶ <b>小中学生の部</b> …小・中学生	
<b>賞・賞品(各部門)</b>	▶ <b>特選</b> (1句)…区内共通お買い物券3000円分(一般の部のみ)、俳句グッズ ▶ <b>入選</b> (5句)…俳句グッズ	
<b>選者</b>	荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏	
<b>投句方法</b>	区役所3階文化交流推進課、あらかわエコセンター等の各投句箱、はがき・ファクス・荒川区ホームページで、住所・氏名・年齢(小中学生の部は学校名・学年も)・電話番号・俳号(ある方のみ)・作品(ふりがな)を記入 ※未発表の作品に限ります ※投句数の上限はありません ※応募原稿は返却せず、著作権は荒川区に帰属します	
<b>締切り</b>	6月30日(木)	〒116-8501(住所不要)あらかわ俳壇事務局(文化交流推進課内) ☎(3802)3795 FAX(3802)4769
<b>応募問合せ</b>		

これまでの「あらかわ俳壇」等の入選作品を毎週水曜日(予定)、荒川区公式TwitterおよびFacebookで紹介しています。ぜひ、ご覧ください。